

お詫びと訂正

『訪問看護実務相談Q&A 令和7年版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2025年8月8日更新分）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
91頁	上から4～7行目	(1) 訪問看護ベースアップ評価料（I）(▶534頁注1参照) ①②（厚生労働大臣が定める基準）のいずれにも該当するものと地方厚生局長等に届け出た場合に、 <u>機能強化型訪問看護管理療養費</u> を算定している利用者1人につき、月1回に限り算定します。	(1) 訪問看護ベースアップ評価料（I）(▶534頁注1参照) ①②（厚生労働大臣が定める基準）のいずれにも該当するものと地方厚生局長等に届け出た場合に、 <u>訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）</u> を算定している利用者1人につき、月1回に限り算定します。	